

入札監理小委員会における審議の結果報告

木材流通統計調査のうち木材価格統計調査

農林水産省の木材流通統計調査のうち木材価格統計調査について、民間競争入札を実施するものとし、平成20年11月から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針別表に定められている。

これに基づいて農林水産省から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 対象事業の範囲等（実施要項 5～11頁）

【論点】

民間の創意工夫を求める業務と仕様どおりにきちっとやって欲しい業務との切り分けを明確にしてメリハリをつけるべき。

【対応】

民間事業者の参考に資するため、民間事業者が実施方法を設定する業務を実施要項に具体的に明示した。

【論点】

契約期間が複数年であり、年度をまたいで業務を実施することになるが、民間事業者から見て、契約金の支払い時期と業務との関係が明確であるか。

【対応】

当初、実施要項の記述が不明確であったため、民間事業者からの報告や業務の完了を確認できる書類等の提出を受けて、適正な実施がなされたことを確認した後、業務に応じた金額を支払う旨、実施要項に記述した。

2. サービスの質（要求水準）（実施要項11～12頁）

【論点】

確保されるべき質として、ウ 調査票の回収率は、一連の業務（督促業務等）を通じ、100%を達成することを設定することは妥当か。（100%は民間事業者の努力だけで達成されうるのか。）

【対応】

サービスの質の達成に向けて、農林水産省としても対応していくこととしているので、調査票を100%回収することが可能と考える、との説明を受けて、今回はこのような設定でやむを得ないと判断したが、次回事業においては、今回事業の実施状況を十分に把握し、より合理的な質の設定に向けて前向きに検討することを農林水産省と確認した。

【論点】

インセンティブ・ディスインセンティブについては、今回は設定せず、今後の課題とすることによいか。

【対応】

今後、他省庁も含めた統計調査の市場化テストの動向を見つつ検討していくこととする、との説明を受けて、今後の課題とすることによむを得ないと判断したが、今後の導入について前向きに検討することを農林水産省と確認した。

3. 落札者決定にあたっての評価基準（実施要項14頁）

【論点】

「組織の専門性」「業務遂行に当たり、林業や木材の流通関係の基本的な知識（製材や製材品についての用語、業界をめぐる情勢等）を有する職員を有しているか。」については、必ずしも必須項目とする必要はないのではないか。

【対応】

「林業や木材の流通関係の基本的な知識を有する」者が業務に携わらないと、調査票を確実に回収（回収率100%）し、調査の質を確保するうえで支障が生じる懸念があると考えていることから、この項目を必須項目としていところである、との説明を受けて、今回は必須項目とすることによむを得ないと判断した。なお、具体的な知識の内容等この項目についての照会につ

いては入札説明会で受けることとするが、応札者に過剰な負担を強いるものではない趣旨である、との説明を受けて、なるべく広く事業者が参加できる条件を整えるため、設定の趣旨について入札説明会において十分な説明を行うこと、また、次回入札に向けては今回の経験や受託事業者の意見を踏まえ、同様の必須項目を設定する必要があるかどうかについて検討することを農林水産省と確認した。

4 . 意見募集で出てきた意見への対応

【意見】

農林水産省からの貸与物件に、過去にオンライン調査システム利用拡大をアピールした書類を追加していただきたい。

【対応】

ご意見を踏まえ「オンライン調査のPR資料」を参考として実施要項（41頁～44頁）に追加した。

【意見】

調査票を郵送する場合は、信書便を用いることが条件となっているが、送付方法については応札者の提案事項として頂きたい。

【対応】

調査項目が記入された調査票は郵便法及び信書便法に基づく「信書」に該当すると判断されるため、送付にあたっては必ず信書便を用いることとしている。

しかし、未記入の調査票については「信書」に該当しないと判断されるため、その送付方法について応札者からの提案もできるよう、実施要項の記述を修正した。

以 上